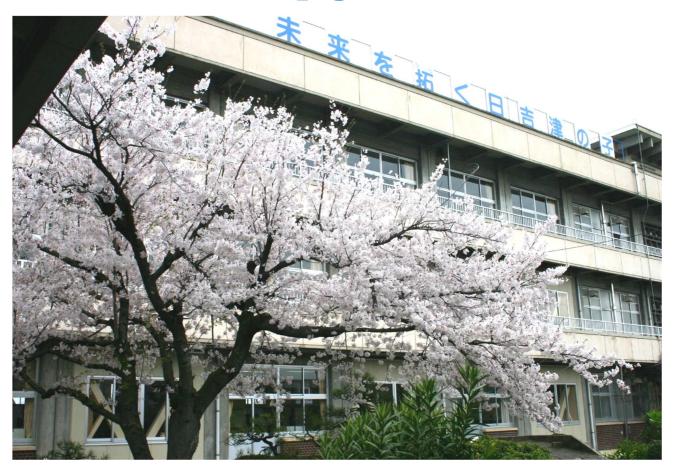
## 自治基本条例って 何だろう?







日吉津村は安全で住みやすい村ですか? また、夢のある村ですか?

あなたは、日吉津村が、どんな村になってほ しいと思いますか?

村のことは、みんなの意見を聞いて、進めて もらいたいと思いませんか?

もっと住みやすい村を作るために、こんな仕組みをつくりました。それが・・・

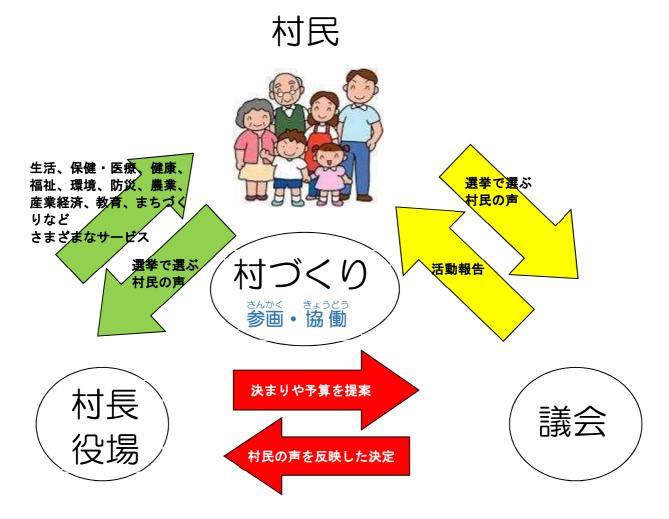
ひえづそんじ ちきほんじょうれい 日吉津村自治基本条例1)です。



<sup>1)</sup>全11章、38条からなり、村民、議会、村は4つの自治の基本原則「住民主権」「人権の尊重」「情報の共有」「参画と協働」を守って、村づくりを進めることを記した条例です。

## その仕組みを説明しましょう

村民・議会・役場がよいパートナー として、協力し合います



村民とは、みなさんをふくめ、日吉津村にかかわる全ての人のことを言います。

## 「村づくり」とは

みんながそれぞれ望む村にするために、考えたり行動したりすることです。そして、これからの「村づくり」に欠かせないのは「参画」<sup>2)</sup>と「協働」<sup>3)</sup>です。あなたは、すでに暮らしの中で経験していることかもしれませんね。

### たとえば・・・子ども会活動

あなたの自治会では、子ども会活動はどのように行なわれていますか?

計画や準備は大人がして、あなたは参加するだけですか?

それとも一緒に活動していますか?

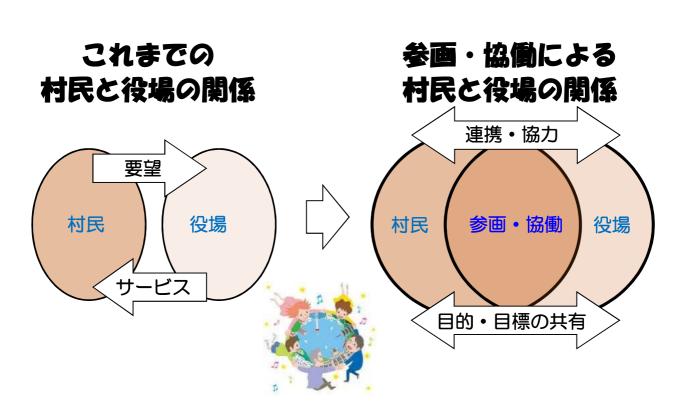
もしあなたが、計画から参加し一緒に活動しているのであれば、それは参<mark>画している、協</mark>働していると言えるのです。

<sup>2)「</sup>参画」とは・・・何かを行なうとき、計画から関わり、参加すること。

<sup>3)「</sup>協働」とは・・・何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

### 「参画」と「協働」により、

## 村の力が大きくなります。



一人では難しいことも、力を集めれば、それ じょうほう ぎじゅっ けいけん どれが持っている情報、技術、経験を活用する ことができます。

いろんなことができる気がしてきませんか?

#### 村長さんは何をするの?



ががくりの代表として提案したり方向を決めたりして、 みんなを引っ張っていきます。小学校で言うと、校長先生ですね。



iii かい 議会って、何だろう? iii 員さんは何をしているの?

議会は、議員さんたちが相談して日吉津村の目指すところ きゅん を最終的に決める機関です。議員さんの役割は、広く村民の意見を聞いて、村のことを一番に考えて行動することです。



#### 役場はどんな仕事を しているの?

がかば がかががでする。 ではいきん、高くし、さんぎょう、きょういく 税金、福祉、産業、教育などに関係する、 さまざまな仕事をしています。みなさんの できかく こた 要望にすばやく的確に応えられるように 頑張っています。



私たちは、先人が守り、創り育てた自然や歴史、文化に感謝し、未来を担う子どもたちが誇りと夢をもって、心豊かに育つふるさとを築き、次代に引き継いでいかなければなりません。

(日吉津村自治基本条例 前文より)

これは、大人の責任であり、また、将来を担う、あなたたち若い世代に託された、願いなのです。

#### 前文

私たちのむら日吉津村は、中国山地を源とする一級河川日野川の下流右岸に位置し、北は日本海に面し、東に秀峰大山を仰ぎ見る箕蚊屋平野の一角にあります。古来、河川の氾濫など幾多の苦難を乗り越え農地を拓き、日本海からの風雪を防ぐために黒松を育てるなど、常に進取の気象を発揮し村づくりに励んできました。

明治22年の村制施行以来、今日まで、単独で村制を維持し、農業の振興や企業誘致などにより、比較的財政の豊かな村として発展してきました。また、現在交通の要衝となり、交流人口も多く、賑わいのある村として独自の位置を占めています。

私たちは、先人が守り、創り育てた自然や歴史、文化に感謝し、未来を担う子どもたちが誇りと夢をもって、心豊かに育つふるさとを築き、次代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、「村民が村づくりの主役である」ことを深く認識するとともに、「地域のことは地域で考え、地域で決める」という住民自治の本旨に基づき、村民、議会、村そして地域・団体等がそれぞれの役割や責務を認識し、参画と協働による村づくりを進めていきます。

私たちは、日吉津村における自治の基本原則や村づくりのルールを分かりやすく定めて、村民みんなの共通認識とするとともに、村民憲章を重んじ誰もが安心して暮らせる日吉津村の実現を目指し、村の最高規範として、ここに自治基本条例を定めます。

# 子どもは、その人権が保障されるとともに、年齢に応じて村づくりに参画する権利を有します。

~日吉津村自治基本条例 第5条 第2項~

(問合せ先)

〒689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津 872-15

日吉津村 総合政策課

TEL 0859(27)5954 FAX 0859(27)0903

E-mail sougouseisaku@vill.hiezu.lg.jp HP https://www.hiezu.jp

